

全建労発第19号
令和2年4月24日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の
感染予防、健康管理の強化について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、4月7日に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われ、更に4月16日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正が行われました。この中で対象地域に属する特定都道府県については、テレワーク等の在宅勤務の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促すこととされています。

また、基本的対処方針の別添においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者については、「三つの密」を避けるための取組を講じた上、事業の継続を求めることとされております。

こうした状況にかんがみ、このたび、厚生労働省労働基準局長より、すべての職場で働く方々の感染を防止するため、職場における感染予防等の強化に向けて、事業者と労働者が一体となって、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患を有する方々に十分な配慮をしつつ、感染対策に適切に取り組んでいただくよう協力要請がありました。

つきましては、別紙をご理解いただいた上、会員企業の皆様にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

労働部 吉田